

フーヴァー大統領の不況対策（十六）

尾 上 一 雄

前号と前々号は第五十五・第五十六合併号として内田名譽教授古稀記念論文集とされ、それに収録されるものは一回で完結する論文でなければならなかったため、「一九三二年のアメリカ大統領選挙戦における不況対策論争」と題した論文を載せ、「フーヴァー大統領の不況対策」の連載を中断した。本号に掲載されるものは第五十四号に収録されたものに続くものである。

フランクリン・D・ローズヴェルト政権下でグラス・ステイティーン・ゴール銀行制度改革法によって結実することになる銀行制度改革に関する第七十二議会第一会期までのカーター・グラス上院議員、ヘンリー・ステイティーン・ゴール下院議員およびその他のものの努力と、それに対する議会とフーヴァーの態度は第五十四号までで一通り見終わつたとし、本号と次号では第七十二議会第一会期中におけるフーヴァーの予算均衡のための努力を見るとともにこれまで述べる機会がなかった彼のその他の努力や業績に触れ、更にその会期中に彼が特に議会に求めていたことのうち何を得、何が得られず、彼が意図した不況対策がいかなる程度まで進められたかということとその効果を見ることにする。

フーヴァー大統領の不況対策（十六）

フーヴァーの予算均衡のための努力を示すに当たって予め注意を促しておきたいことは、彼が不況の克服にはなにより政府の信頼を回復することが必要であり、政府の信頼を回復するには予算を均衡させなければならないと考えていたということ、即ち彼は予算の均衡なくしては不況を克服することはできないと考え、予算の均衡は彼にとって、不況対策のうちで最も重要なものの一つであったということである。

本題一—十五において既に注に掲げたことがある参照文献を更に本号で掲げる場合、最初に掲げる時には著者名あるいは編者名（書名から見て明らかなもの或いは示す必要がないと認めたものは除く）および書名を明記したが、副題、出版社名、発行年等は省略した。

一

フーヴァーは回顧録のなかで、「予算を均衡させる処置が経済防衛・復興計画のもう一つの重要な要素になっていた。一九二九年と一九三〇年の六月三十日に終わる私の政権の最初の二つの会計年度中は予算の面での心配はなかった。事実、われわれは、毎年、七億ドル以上の剰余金を持っていた。しかし不況は一九三一年六月三十日に終わる会計年度中にわれわれの歳入を減少させ始め、そして二億ドルをいくらか越える（回収できる貸し金を除く）赤字が生じた。このことはそれだけでは重大なことではなかったが、歳入の主要な源泉、所得税と法人の収益（＝法人税）が恐ろしい速度で減少しつつあったのである。一九三二年六月三十日に終わる会計年度には歳入は二〇億ドル以上、即ちわれわれの全収入の五〇％以上減少した。国家の安定にはわれわれが予算を均衡させることが必要であった。これを行うため、われわれは一方において租税を増加し、他方において政府の経費を激減

しなければならなかった。経費の縮小のためには、われわれは通常の政府の活動を行うだけに自制しなければならなかった。と同時に、失業、農業および金融救済に関するわれわれの特別支出を増加することが必要であった。直ちに民主党支配の議会との予算戦争が行われた。私は、一九三一年十二月八日と九日における議会に対する私の教書で戦端を開いた……」と述べている。¹¹⁾

フーヴァーが一九三一年十二月八日に議会に提出した年次教書と同年同月九日に議会に提出した予算教書の要点は、本題内(本誌第四十一号所収)の中で述べたところである。その中で示したように、年次教書の中で彼は国内で進展しつつあった不況に対処する経済計画を提示し、そのために必要な立法を勧告したが、その際、彼は「信頼の〔回復〕と経済復興に第一に必要なことは合衆国政府の財政の安定である」と述べ、「来年(一九三二年)七月一日に始まる会計年度の予算は、現行法の下での租税収入の若干の増加を考慮に入れ、更に支出の思いきった減少を見越しても、なお一四億一七〇〇万ドルの赤字」を生ぜしめることになり、「法定の債務償還額を差し引いても、一九三三会計年度に約九億二一〇〇万ドルの国家の債務の増加」をもたらすため、政府の経費の徹底的な減少と暫定的な増税と、更に借入れによる赤字補填がどうしても必要だと主張した。彼は、増税の提案を行いつつ、「そのような増税が赤字の全額を償うべきではなく、さもないとそれは回復を遅らせることになるだろう。……課税額は法定の債務償還〔額〕を除いた一九三三会計年度の予算を均衡させるほどに決められるべきであるというのが私の見解である。そのような政府の収入は債務償還額を含む翌年度の予算の均衡を確実にするだろう。また、追加の租税は来年七月一日から明確に二年を限った緊急処置としてのみ課せられるべきである」というのも私の見解である……」と述べ、更に「増税を行ってさえ、政府は、われわれが既に義務づけられて

フーヴァー大統領の不況対策（十六）

いる支出とここで提案される勧告とで、その借入れ能力の極限安全リミットに達するだろう。これらの限度以上に支出を行うか、課税を行うか、借入れを行うかすれば、信頼を破壊し、商工業から資力を削ぎ取り、金融制度を危険におとしいれ、そして、実際、失業を拡大させ、農業を救済するよりむしろ困惑させるだろう」と述べたが、具体的な増税案も借入れ案も示さなかった。²⁾

彼は十二月九日に議会に提出した一九三二年七月一日に始まり一九三三年六月三十日に終わる一九三三会計年度のための予算教書（その日付は十二月七日になっている）の中で、来会計年度における歳入の増加を三億三七〇〇万ドル余、支出の減少を三億六五〇〇万ドル余と見積もっても、現行法の下ではなお大きな（約一四億一七〇〇万ドルの）支出超過になると述べ、「推定される歳入不足を満たすため新しい租税、借入れ、或いはその他の適当な処置を議会に勧告」した。そして、彼は、その租税の項の中で「われわれは、現在、政府の経常歳入が現行法の下では暫く絶対必要な支出に應じるために必要な金額以下に低下してしまったという事態に直面している。……われわれは、若干の暫定的な増税が行われなければ、国家全体の信用も連邦政府の安定も維持することができない」と述べた後、現会計年度の予算を均衡させる程度の租税を賦課することは確実に不可能だが、増税と厳しい支出削減を行って、法定の債務償還のために必要な金額を除いた来会計年度の予算を均衡させるよう努め、次の会計年度においては債務償還額を含む予算を均衡させるようにしなければならぬと主張し、「一定の限られた期間の事情の変化にかんがみ適当な変更を加えて一九二四年の歳入法の下にあった課税の一般プランに基づいた増税を認めることを勧告」し、財務長官がこれらの方針にそった勧告を準備しており、適当な時にそれを提出するだろうと告げるとともに、この増税案では一九三二会計年度中は約三億九〇〇〇万ドルの増収をもたらずだけ

で、約一三億二〇〇万ドルほどの公債の増加をまねくことになる金額の借入れが必要であるが、来年度は九億二〇〇〇万ドルの増収をもたらし、法定の債務償還額を除いた一九三三会計年度の子算を均衡させることになり、一九三三年七月一日に始まる一九三四会計年度には債務償還額を含む予算を均衡させることになるだろうと述べた。⁽³⁾

一九二四年の歳入法は、第一次世界大戦の戦費を調達するための一九一八年の歳入法（実際には一九一九年二月に成立）による増税を一九二二年の歳入法によって減税したものを更に減税したものであり、所得税は（家族の長たる世帯主に対する二五〇〇ドル、独身者に対する一〇〇〇ドル、扶養家族一人につき四〇〇〇ドルの控除は据え置かれた）の税率を二一六％に引き下げ、課税の対象とされた最初の四〇〇〇ドルに対しては二％、次の四〇〇〇ドルに対しては四％、それを越える額に対しては六％とし、年収一万ドルまでの勤労所得に対する所得税には二五％の特別控除を認め、所得税附加税は年収一万ドルを越える純所得に対する一％から五〇万ドルを越える純所得の部分に対する四〇％まで累進するものに減税し、最も反対が多かった戦時物品税——ソフトドリンクキャンディ、清涼飲料、低廉な入場料、安価な装身具などに対するもの——を廃止するか引き下げたりしたが、法人の純所得に対する税率は一九二二年の歳入法による一二・五％に、株式資本税も同様に額面価値一〇〇〇ドルにつき一ドルに据え置き、遺産税は五万ドルを越えるものに対する一％から一〇〇〇万ドルを越えるものに対する四〇％までに最高税率（一九二二年の歳入法によるそれは二五％）を引き上げ、遺産税の脱税を防止するため、それと同じ税率の増与税を課した。⁽⁴⁾一九二六年と一九二八年の歳入法によって、所得税の税率は一・五％と五％に引き下げられ、四〇〇〇ドルまでの純所得に対しては一・五％、次の四〇〇〇ドルのそれに対しては三％、それを越える額のそれに対しては

フーヴァー大統領の不況対策（十六）

五％とされ、世帯主に対して三五〇〇ドル、独身者に対して一五〇〇ドル、扶養家族一人につき四〇〇ドルの控除が認められるとともに、二五％の特別控除を認められる勤労所得の最高額は三万ドルに引き上げられ、所得税付加税は一万ドルを越える所得に対する一％から一〇万ドルを越えるそれに対する最高二〇％までとされ、法人税は純所得に対して一二％に引き下げられ、年間純所得二万五〇〇〇ドル以下のものには一率三〇〇〇ドルの控除が認められ——但し、所得を株主に配当しないで剰余金として蓄積して付加税を課せられることを免かれる目的のために組織され或いは利用される法人には、純所得の五〇％の追加税が課せられた——、遺産税は控除額を五万ドルから一〇万ドルに引き上げられ、一〇万ドルを越える遺産に対する最高税率は二五％に引き下げられ、外国製ヨットに対する物品税、プロボクシング試合のような懸賞試合の入場料に対する税金などは引き上げられ、たが物品税・消費税の大部分は引き下げられ、自動車製造業者税は廃止された。⁽⁵⁾

一九二八年の歳入法によって関税は若干引き上げられたにしても、一九二二年の歳入法から一九二四年の歳入法、更に一九二六年の歳入法と一九二八年の歳入法によって減税が行われて来ていたが、一九二二—二五年における平均年間歳入は三三億〇八五〇万ドルであった（所得税および法人税その他の利得税がその五五・六％、関税が一五・二％、その他の雑多な内国税収入が二九・二％を占めていた）のに、一九二六—二九年におけるそれは三四億五〇七〇万ドル（それぞれ、六三・二％、一七・一％、一九・八％を占めていた）に増加した⁽⁶⁾のは、後者の期間における好況による法人および個人の所得の増加によるのである。一九二四年（暦年）における個人所得税（その付加税および資産売却利得税を含む）収入は七億〇四二七万ドル、法人税収入は八億八一五五万ドルであったが、一九二九年にはそれぞれ一〇億〇一九四万ドル、一一億九三四四万ドルに増加した後、一九三〇年にはそれぞれ四億七六七

二万ドル、七億一一七〇万ドルに、一九三一年にはそれぞれ二億四六一三万ドル、三億九八九万ドルに激減したのである。⁷⁾そして、関税(屯税を含む)収入も一九二四会計年度における五億四五六万ドルから一九二九会計年度には六億〇二六万ドルに増加した後、一九三一会計年度には三億七八三五万ドル、一九三二会計年度には三億二七六万ドルに減少した。⁸⁾関税を引き上げて増収をはかることは困難でもあり、不得策でもあった。ホーリースムート関税法(歳入増加を目的としたものではなかった)が世界の貿易を縮小させ世界的不況を生ぜしめアメリカの不況を悪化させたと多くの経済専門家と有力な民主黨議員さらに共和黨革新派議員によって非難されていたばかりでなく、議会で関税論争の再燃はロビイストの活動を活発にさせ収拾困難な事態を招く恐れがあったし、関税を引き上げても外国品の購買力を失って来ていたアメリカの輸入を一そう縮小させ、それが大きな歳入増加をもたらすとは期待できなかった。税収による歳入増加をはかるとすれば第一次世界大戦中から歳入の主要な源泉になって来ていた所得税・法人税などの利得税および内国消費税の増収に頼らざるを得なかった。

フーヴァーは、一九二六年と一九二八年の歳入法による減税を廃し、一九二四年の歳入法の課税プランを復活させようとしたのである。彼は、先に示したように、現行法の下でも来会計年度に三億三七〇〇万ドル余の歳入の増収を見込んでおり、それは景気の好転を見越した上での推定であったが、彼の見通しが甘すぎたことはやがて明らかになるのである。そして、景気が好転しなければ、一九二四年の歳入法の課税プランで予期した程度の歳入増加を得ることも不可能なはずであった。課税の対象としてまず考えられるべき個人所得も法人所得(それぞれ純所得)も、一九三一年には一九二四年のそれらのほぼ半分に減少してしまっていたのである。⁹⁾また、国民が購買力を失いつつあった時に消費税の復活によって増収を企てることは、国民の購買力を更に減少させ、不況

フーヴァー大統領の不況対策(十六)

を悪化させることと考えられるべきであった。

しかし、ともかく、フーヴァーは、政府の経費の大幅削減を提唱する一方で、「失業〔者〕、農業および金融〔業〕の救済」のための「特別支出」を要請するとともに、予算を均衡させ、国家を破産の危機から救い、政府の安定と信頼を回復するために増税を行わせようとしたのである。彼の勧告は一九三二年の歳入法の制定をもたらすことになるが、それは一九二四年の歳入法と同じものでなく、平時においてアメリカ合衆国でかつて見られなかった程の増税を行おうとしたものであり、それによる課税はローズヴェルト政権下において軽減されるどころかニュー・ディールのために一そうきびしくされた⁶⁰。その効果は後に見ることにするが、連邦政府は最大可能の財源を求めながら、景気回復のために経済界への介入を行おうとしたのであり、それらを中心にしたフーヴァーの政策を「一九三二年のフーヴァーのニュー・ディール⁶⁰」と呼んでも差し支えないだろう。

- (1) *The Memoirs of Herbert Hoover*, Vol. III, p. 132.
- (2) *The State Papers and Other Public Writings of Herbert Hoover*, collected and edited by William Starr Myers, Vol. II, p. 48.
- (3) *Ibid.*, pp. 57—58, 59—60.
- (4) Paul Studenski and Herman E. Krooss, *Financial History of the United States: Fiscal, Monetary, Banking, and Tariff, including Financial Administration and State and Local Finance* (New York: McGraw-Hill Book Company, 1952), pp. 297—98, 310—12; Roy G. Blakey and Gladys C. Blakey, *The Federal Income Tax* (New York: Longmans, Green and Co., 1940), pp. 246—50.
- (5) Paul Studenski and Herman E. Krooss, *op. cit.*, p. 312; Roy G. Blakey and Gladys C. Blakey, *op. cit.*,

pp. 270—74, 298—99.

(9) Paul Studenski and Herman E. Krooss, *op. cit.*, p. 313.

(10) U. S. Department of Commerce, *Statistical Abstract of the United States, 1936*, p. 178. なお、その間に
おける法人税収入のピークの年は一九二九年であったが、個人所得税（付加税を含む）収入のピークの年は一九二八
年で、それは一一億六四二五万ドルであった。*Ibid.*

(11) *Ibid.*, p. 164.

(12) U. S. Department of Commerce, *op. cit.*, p. 178 を見よ。

(13) Roy G. Blakey and Gladys C. Blakey, *op. cit.*, pp. 345—46, 363—65, 381—82, 400, 424—27, 433—35 な
どを見よ。

(14) Murray N. Rothbard, *America's Great Depression*, third edition (Kansas City: Sheed and Ward, Inc.,
1972), pp. 252ff. トリ・N・ロズバード教授（ニューヨーク工芸大学）は、フーヴァーはなにもしなかった、或い
は彼が行ったことは遅すぎた或少すぎたと述べている学者が多い中で、一九三二年におけるフーヴァーの政策をそう呼
びながら、一九二〇年代のブームもその崩壊も連邦政府の経済界に対する干渉によって起こされたものであり、フー
ヴァーのそのような干渉あるいは介入が不況を悪化させ長びかせたと説いている。*Ibid.*, pp. 294—95. を見よ。

フーヴァーが増税のため法的措置を講じるよう議会に勧告した時、先に述べたように、彼は一九二四年の歳入
法に事情の変化に応じた修正を加えたものを得たいという意向を示しており、そして、それに似たようなものな
フーヴァー大統領の不況対策（十六）

ら整然とかつ経済的に徴税する経験を持つているし、「公衆は過去においてそのような租税を払い、それらを堪え難いものと感じなかったし、それらが繁栄の増進を妨げはしないと認めていた」と告げ、増税廃止のはっきりした期日を定めておけば、納税者は安心するだろうと述べ、更に「議会が有価証券・不動産などの資産の売却によって生じた利得と損失に関する現行の歳入法の規定の経済的影響を調査するよう勧告」した。⁽¹⁾

所得の激減とそれによる租税収入の激減は既に一九三一年第一四半期から現われて来ていたことであり、同年三月には所得税収入は前年同期より四〇％減少し、しかも政府の支出は最初の見込みより三〇〇〇万ドル増加していたので、その年の間に政府財政は大きな赤字になると予想されるべきであった。しかし、フーヴァーは、議会が彼の勧告の範囲内に支出を抑えておき、「連邦政府に対する地域的および集団的な要求」を後回しにするなら来年度に増税を行う必要はないと宣言していたし、下院と上院の指導者たちは増税を抑える協力を誓っていた。彼等は支出を減少することが不可能なことを知っていたが、不況は間もなく終わると推測し、メロン財務長官が短期借入れ金によってこの国を財政難から引っぱり出すと言っていた言葉⁽²⁾を信頼していた。しかし、その年の五月に、メロン財務長官とミルズ財務次官は、租税収入の約三分の二を法人と個人の所得税に依存しており、所得税収入は景気の変動と資産売却の利得と損失がどう取り扱われるかということによって増減するものである。そして比較的少数のものしか所得税を支払っていないことに着目し、現行の課税制度が必要に対する適応性が欠くことを強調し、メロン財務長官は、財務省はこの欠陥に長い間気付いていて、消費税を廃止するのは誤りであると三年前に議会に警告した事実⁽³⁾に言及した。そして、メロンは歳入の不足は重大問題であり、安心してなめられることではないと述べた。財務長官や財務次官のそのような報告や演説は、歳入の不足を補うための租

税収入の増加をはかるための税制改革を予言したと見るべきであろうが、六月や九月になって租税収入の減少が税制改革を避け難いものと思わせるに至ってもフーヴァーも財務省も増税をはっきり支持しようとしなかった。どの程度の増税がやむを得ないものとして行われるべきか、政府に見通しがつかなかったのである。税収の減少の見通しがつかなかったばかりでなく、支出の増大に就いても見通しがつかなかったのである。失業救済のために連邦政府によって使われなければならない金額はどれ程なのか。秋に州や地方の政府がうまく失業救済を行うよう努め、それが成果をあげれば、連邦政府は失業救済のため資金を支出しなくてすむはずであった。⁽³⁾翌一九三二年は大統領選挙の年であり、選挙民に嫌われる増税は避けたいことであった。⁽⁴⁾

フーヴァーはようやく十二月に入って先に述べたように増税の提案を行ったが、彼が一九二四年の歳入法の課税の一般原則を持ちだしたのはメロン財務長官の強い圧力を受けていたことによるように思われる。メロンこそ、ハーディング大統領、クーリッジ大統領の時代の財務長官として、一九二一年以来減税を要求していた指導的人物であり、彼は特に高額所得者に対する租税の軽減を主張し、一九二八年の歳入法は高額所得者に対する減税の彼のプランをようやく全面的に受け入れたものであり——中層および低額所得者に対する減税は彼のプラン以上のものであったが——、彼が満足していたはずのものであった。⁽⁵⁾メロンは彼自身そのような減税の恩恵に最も多く浴する階層のものであったが、「彼の経済哲学によれば、すべての貯蓄は生産力と仕事を増加するように投資される」ものであった。⁽⁶⁾高額所得者になればなる程その所得のうちの多くの部分を貯蓄し僅かな部分しか消費に振り向けていなかったことと、そして中層以下の人たちが特に低額所得者がその所得のうちの多くの部分を消費に振り向ければならず、彼等の消費こそアメリカの産業を支えていた⁽⁷⁾ということを、高額所得者が低額所

フーヴァー大統領の不況対策（十六）

得者よりもその所得のうち多くの部分を所得税として支払い、それが国庫の所得税収入の多くの部分を成していること⁸⁾とともに彼は知っていたはずである。高額所得者の貯蓄が「生産力を増加するように投資」されたのなら、そして、それが「仕事を増加」してもその仕事による所得総額が少額であるのに、高額所得者に一そう多くの所得をもたらすのなら、後に（一九三二年九月に）フランクリン・D・ローズヴェルトが、サンフランシスコのコモンウェルス・クラブで行った選挙演説の中で、工場が多く建てられ過ぎ工業の分野においても過剰生産が起こっていると指摘するとともに、過少消費、富と生産の分配の不均等などにも触れ、不況の原因を示しながら、政府の役割を拡大すべき理由を訴えた時、一九二一—二八年におけるメロンのような主張を攻撃したと見ていいだろう。中層以上の所得者の「貯蓄」が投資と呼ばれるより投機と呼ばれるような目的のためにかんりの部分がいられることも、忘れてはならない。ともかく、フーヴァーは、彼も財務長官に任命したメロンの経済・租税論を好ましいものと思っていなかった。

メロンは一九三一年六月七月にヨーロッパ諸国の金融危機の打開のためにパリやロンドンに行っておりアメリカの財政問題にうとくなっていたし、ドイツの短期債務の支払い要求に関するいわゆる「据え置き協定」(Standstill Agreement) 提案に関してフーヴァーと対立したし（本誌第三十九号を見られよ）、フーヴァーは彼の在在外中財務長官代理に任命したミルズ財務次官を一そう信頼するようになっていたし、秋に入って彼の財政政策に対する国民の不満の声がいよいよ高くなったため、財務長官の職に嫌気がさして来たように思われ、もっと楽な仕事を望んで翌三二年二月の初めに財務長官を辞任して、駐英大使に任命された。彼が財務長官でありながら、後年、一九三一年の所得に対する所得税を二〇〇万ドル以上少なくとも申告していたという容疑を受けた（彼はそれを不満と

「Board of Tax Appeals」に再審理を提訴し、彼の死後、脱税の容疑は晴れたものの、他の技術上の理由で約四八万六〇〇〇ドルの追徴金が課せられた）ような人物であったことは、前に指摘したところである。そして、彼の後任に財務次官のオグデン・リヴィングストン・ミルズが任命された。彼はジョーダン・A・シュウォーツ教授（ノーザン・イリノイ大学）によつて「政治的に知的貴族主義者」と評されているが、一九二七年三月にクーリッジ大統領の下で財務次官になる以前、下院歳入委員会で租税問題に就いて深い洞察力を持つものと敬意を払われていたし、フーヴァーは彼をメロンより遙かに有能で、「われわれの世代で最上のそして最も頼もしい知識人」であり、その「経済的センスは超人的」であり、「勇氣と行政能力は第一級」であると認め、公職者としてふさわしい精神の持ち主であるとして信頼していた。¹⁰¹ フーヴァーは、回顧録の中では先に示した予算教書の中で述べたところと異なり「予算を均衡させるために、われわれは、われわれが提案した六億七〇〇〇万ドルの節約に加え、一年につき一、三億ドルの増税を要求することを強いられた」と述べている——彼とミルズ財務長官の歳出推定額、従つて増税必要額がしばしば改められたことは一九三二年の歳入法の成立を遅らせる重要な原因になったとも言われている——¹⁰² が、彼はそのような増税とそれが与える経済的および社会的影響についてミルズ財務長官と研究し、ミルズとともに下院歳入委員会の委員長代理チャールズ・R・クリスプ（ジョージア州選出、民主党員）と協議をかさねたが、彼は増税問題に関する彼の覚え書をクリスプに渡している。¹⁰⁴

その要点に就いては第四十一号の中（四七—八ページ）で述べておいたが、より詳しくその内容を示す必要があると思う。それは、フーヴァーの租税に対する見解を知る貴重な資料である。彼は、その中で、大体次のように述べている。¹⁰⁵

フーヴァー大統領の不況対策（十六）

「第一次大戦前は、租税負担は社会・経済生活が大した影響を受けなかったほど軽かった。しかし、戦後の「租税」負担は、それがどう加えられようと、そのような影響をもたらした。その上、租税は経済的、社会的影響（＝効果）を生ぜしめるように用いられるべきではないという考えは、絶えずそして激しく述べられていたのに、大てい口先だけのから世辞であった。輸入品に対する関税は、ジョージ・ワシントン以来この目的のために用いられた。マーガリンに対する税はまたもう一つの例である」と彼は記した後（「マーガリンに対する税」はそれでいいが、「輸入品に対する関税」は彼の言葉通りには認められないだろう。ジョージ・ワシントン時代に設けられたそれなにより歳入目的のものであり、彼が指摘したような効果を目的とした関税は一八一六年の関税法によるものが初めてであり、「ジェイムズ・マディソン〔の時代〕以来とすべきではなかったか）、「……われわれは、われわれの租税負担は社会的・経済的影響を持つものであり、そして或る程度は、これらを考慮してかけられなければならないという事実を認めなくてはならない。われわれの主要な種類の租税は……輸入税、奢侈品や非生活必需品に対する物品税（消費税）、および製造業者の売上税である。その他の主な「財」源は遺産税、所得税、法人税および資産売却利得税である」と述べ、続いて、消費税、遺産税、所得税、法人税、資産売却利得税に就いて、彼の見解を示している。議会で大きな論争を招くことになる売上税に就いては、少なくとも彼が回顧録の中で示した「覚え書」の中では彼は意見を示していない。それに対する彼の態度は後に触れることにする。

消費税に就いて、彼は奢侈品や非生活必需品に対する租税は殆ど議論を要しないものであり、これらの租税を増税すべきであると思っていると述べ、生活必需品に対する消費税は、低額所得グループに「わからないように」かかって来るので、それらを増税すべきだと思っていないと記している。

遺産税に就いて、彼は、「適度な遺産税はすべての租税のうちで最も経済的にも社会的にも望ましい——或いは必要でさえある——ものの一つである」と述べ、アメリカ人は早くから経済力の相続の弊害に気付いており、なにかの相続人の間に財産が分配されることを期待して長子相続制を廃止してしまったのもそのためであるが、今では財産の額も大きくなつたし、弁護士は巧妙になって三世代以上にわたる信託財産として凍結して分散させないようになつてゐることができ、多額の財産すなわち大きな経済力は、しばしば、それを公共の利益のため或いは社会奉仕のために用いる意志を欠く人たちの手中に入つており、道徳的にいまわしい墮落した性格のプレイボーイやプレイガールの飼育所をつくつてゐることもなつてゐると指摘し、そのような危険な或いは無駄な経済力は分散させるべきであると主張し、単に増税の対象としてよりはむしろ経済力の分散あるいは財産所得の分散の手段として累進率の高い遺産税を考えたのである。即ち、彼は、「例えば一〇万ドル以下の、度を越さない遺産に税を課すべきだと考へない。それらは扶養家族などのために用意されたものであるからである。そして、それらは人々に働き貯蓄するようにさせる刺激物である。危険な或いは無駄な経済力を分散させる方法は遺産を大ぜいの受取人の間に分配することである。われわれの連邦税は受取人ではなく遺産に対して課せられてゐる〔が〕、私の提案は、遺産に対してではなく〔その〕受取人に対して適用される、最高限度、現在の二三%〔引用者注〕先を示したように、一〇万ドルを越える遺産に対する最高税率は二五%であつた」と比較し、例えば四五%まで上る累進税である。このプランの下では、一人の受取人に対する一〇〇〇万ドルの財産は政府に例えば四五%即ち四五〇万ドル支払ふことになるが、もしそれが一〇人の受取人の間に分配されるなら、それぞれのものは、例えば一〇%という低い区分の中に入り、従つて全租税〔額〕は四五〇万ドルでなくて一〇〇万ドルになるだろう、政府は損

フーヴァー大統領の不況対策（十六）

するだろうが、国家は「経済」力の着実な分配によって大いに得をするだろう」と述べている。

所得税に就いて、彼は、「われわれが主に頼りにしているものの一つ」であると述べ、「私の所得税の一般理論は、「低額所得〔者〕が目に見えない租税（Ⅱ間接税）の大部分を支払いつつあるので、それら（Ⅱ所得税）はかなり高い最低限度額——年二〇〇〇ドルないし三〇〇〇ドル——から始まるべきであるということである……私は、規定の租税からの政府の収入は多くの脱税が不可能であればある程多くなるだろうと信じている。われわれは、緊急の問題として、高額所得者層の所得税〔率〕を、現在の二三％と比較し（引用者注Ⅱ先に示したように、付加税のそれをあわせたその最高税率はもう少し高かったはずである）四五％に引き上げ、そして地代・家賃、利子などからの収入から区別される勤労所得に対しては〔特別の〕控除を認めるべきだというのが私の意見である」と述べている。

法人税に就いては、彼は、「法人の利得に対する租税は公衆に気に入るものである」が、「公衆は、大きな法人（株式会社）は結局はつねに彼等の租税を商品やサービスの価格の中に回しているということ、或いは彼等は彼等が損をすれば利益から損失を差し引くので理由がつかぬ程の危険をおかすということを殆ど理解していない。また、公衆はそれが小事業にとつてどれほど危害を及ぼす租税であるかということを確認していない」と述べ、「……約一五％への引き上げが、われわれが到達することができ、そのような影響を生ぜしめない程度の高さである……」という見解を示している。そして、更に、「われわれは、小実業家を援助することを目的とした改革を下院の〔歳入〕委員会のために準備した。それは、すべての新しい生産と配給の当初においては、新しい考案物、新しい鉱業所、およびあらゆる種類の新しい営業所の設置のために大きな危険がおかされなければならない

ため、「危険負担資本」(“venture capital”)がなくてはならないという事実に基づいている」と述べ、「このプランは、小事業家が法人税と所得税の両方による二重課税を受けないようにすることを含んでいる」という言葉を括弧で囲んで付け加えている。

資産売却利得税に就いては、彼は、まず、それは「相場師から不正利得を取りあげるために考案された」ものであると述べた後、「この租税は余儀なく資本損失キャピタルロスの控除を認めてもいる。相場師は利益よりも損失の方をよく記録しているものである。また、相場師は租税年度の終わりの直前に持っていて差し支えなかった株式を売っていくらか損して、その後間もなく急いで同じ株式に再び投資する習慣を持っている。私は、なん年かにわたって見ると相場師からの財務省への純収入はゼロより少なかったということを長い間確信している。私は既に議会にこの租税を廃止するか修正するよう勧告した」と記している。

フーヴァーが予算の均衡のため歳入の不足を補う目的で増税を考えただけでなく、租税の経済的・社会的影響あるいは効果をよく考えていたことは特に注目し値するだろう。高額所得者に対する所得税の税率の大幅な引き上げも、高額な遺産の相続や贈与(慈善目的のものを除く)に対する高率課税と同様、不況時においても経済的悪影響を及ぼすことは少なく、かつ「財産所有の分散」に役立ち、社会や国家にとって有益なものとは彼が考えていたのである。そして、地代や利子その他の不労所得に対しては特に相続財産(遺産)に対するような重税が課せられるべきだと考えていた。ただ、所得税は政府の財政上の必要が少なければ遺産税や地代・利子などの不労所得に対する租税ほど重くない方が良く、余り高ければそれらと異なり、企業心や独創力、進取の精神を破壊する恐れがあるとも彼は考えていたようである。「財産所有(＝経済力)の分散」の経済的、社会的、国家

フーヴァー大統領の不況対策(十六)

的意義を認め、そのための手段として「租税」を用いるという考えは、彼が商務長官に就任する以前から持ち続けていたものである。⁽⁸⁾

- (1) *The State Papers and Other Public Writings of Herbert Hoover*, Vol. II, p. 60.
- (2) Roy G. Blakey and Gladys C. Blakey, *op. cit.*, pp. 301—02.
- (3) アメリカの国家財政を悪化させたのは、租税収入が減少したことに加えて、イギリス、フランス、イタリアなどの諸国が第一次世界大戦中の一九一七年以来のアメリカ合衆国政府からの一一四億ドルを越す借金の利息の支払いを怠ったこと——Cleona Lewis, *America's Stake in International Investments* (Washington, D. C.: The Brookings Institution, 1938), pp. 398ff. ホーヴァーに於て Roy G. Blakey and Gladys C. Blakey の前掲書の三〇二頁—二頁に「もう一つの見通しのつかない財政事情は「外国政府による借金の支払いと関係があった」と述べられているが、本誌第三十九号の中で示したように、フーヴァーは一九三一年七月にスティムソン國務長官を通じて「モラトリアム」提案を行わせており、それがいつから発効するか不明であったにしても、それらの債務国の支払い能力から見ても、九月にはその会計年度中にそれらの利息が入って来ることは考えなかつたはずである。
- (4) *Ibid.*, pp. 302—03.
- (5) Paul Studenski and Herman E. Krooss, *op. cit.*, pp. 310—12.
- (6) *Ibid.*, p. 311.
- (7) (8) 一九二九年に、年収一〇〇万ドルを越えるものは、その所得のうち七七%を貯蓄し、一七%を租税として払い、六%を消費にむけ、五〇万ドルを越え一〇〇万ドルまでのものは、その所得のうち七一%を貯蓄し、一七%を租税として払い、一二%を消費にむけ、三〇万ドルを越え五〇万ドルまでのものは、その所得のうち六七%を貯蓄し、一七%

を租税として払い、一六％を消費にむけ、一五万ドルを越え三〇万ドルまでのものは、その所得のうち四四％を貯蓄し、一六％を租税として払い、四〇％を消費にむけ、一〇万ドルを越え一五万ドルまでのものは、その所得のうち三五％を貯蓄し、一五％を租税として払い、五〇％を消費にむけていたが、一万ドルを越え二万五〇〇〇ドルまでのもののそれぞれの比率は二二％、四％、七四％、五〇〇〇ドルを越え一万ドルまでのもののそれぞれの比率は一四％、三％、八三％、更に二〇〇〇ドルを越え三〇〇〇ドルまでのもののそれぞれの比率は一％、二％、八七％、一〇〇〇ドルを越え二〇〇〇ドルまでのもののそれぞれの比率は、五％、二％、九三％、そして一〇〇〇ドル以下のもののそれぞれの比率は三％、三％、九四％であった。なお、一九二九年に、いくらかでも収入を得ていたすべてのアメリカ人のうちの九五％は年間一〇〇〇ドル未満の収入しか得ていなかったが、それらのものがその年の間に合衆国で買われた財貨とサービスのすべての七三％を購入したのである。Harry Elmer Barnes, *Money Changers vs. the New Deal: A Candid Analysis of Inflation Controversy* (New York: Ray Long & Richard R. Smith, 1934), p. 10. 高額所得者の租税負担は所得額に比して重かったにしても殆ど痛痒を感じるものではなかっただろう。右に示した高額所得者の所得の中から支払われる割合は、先に示した当時の所得税率その他から見ても少な過ぎると思うが、そして更に州・地方政府の租税もふくまれていたはずなので一そう少な過ぎると思うが、いろいろな控除額、低い税率で分離課税されたもの、合法的に、非合法的に脱税されたものなどを考慮に入ればその数字になるのだろうか。ともかく、年収二万五〇〇〇ドルを越え一〇万ドルまでのものが一九二九年には所得税(付加税を含む)の総額の二七・四％、年収一〇万ドルを越えるものが六五・二％を払っていたのである。Paul Studenski and Herman E. Krooss, *op. cit.*, p. 314.

⑥ *The Public Papers and Addresses of Franklin D. Roosevelt*, Vol. I, pp. 751—53.

⑦ Jordan A. Schwartz, *The Interregnum of Despair: Hoover, Congress and the Depression*, p. 111. オズ
ブーヴァー大統領の不況対策(十六)

フーヴァー大統領の不況対策(十六)

デン・リヴィングストン・ミルズはハーヴァード大学法学部を卒業し、ニューヨークで弁護士になり、政界に進出してニューヨーク州上院議員になり(一九一四—一七年)、第一次世界大戦中は歩兵大尉として軍役に就き、戦後ニューヨーク州租税協会の会長を勤めるとともに種々な実業に関与したが、一九二二年三月から下院議員を三期勤め、一九二六年のニューヨーク州知事選挙の際に候補者に指名され、民主党のアルフレッド・スマイスと戦って敗れ、一九二七年二月に四十二歳にしてクリッジ大統領によって財務次官に任命され(三月四日に就任)、一九二九年三月にフーヴァー大統領によって財務次官に再任された。彼の母は独立宣言起草委員の一人ロバート・R・リヴィングストンの子孫であり、彼の祖父は一八四九年のゴールド・ラッシュで財をなし、彼のいとこはニューヨーク「ヘラルド・トリビューン」の発行者(リード家の人たち)であったし、彼の最初の妻は鉄道王ヴァンダービルト家の娘であったし、二度目の妻はフィラデルフィアの名門フェル家の娘であった。彼が独立宣言起草委員の血を承け、ハーヴァードの出身であったこと等々からして、「政治的に知的貴族主義者」と言われたのである。 *Ibid.*; and *Biographical Directory of the American Congress 1774—1971*, compiled by Lawrence F. Kennedy and Others under the direction of the Joint Committee on Printing, Congress of the United States, p.1415.

- (11) Herbert Hoover, *The Memoirs*, Vol. II, p.219.
- (12) *Ibid.*, Vol. III, p.135.
- (13) Harris Gaylord Warren, *Herbert Hoover and the Great Depression*, p.162.
- (14) Herbert Hoover, *The Memoirs*, Vol. II, p.135. ノーヴァーはクリスプを下院歳入委員会の委員長と記してゐるが、彼は同委員会の委員長代理 (acting chairman) であつた。Jordan A. Schwarz, *op. cit.*, p.112 を見よ。
- (15) *Ibid.*, pp.135—36 note.
- (16) Ray Lyman Wilbur and Arthur Mastick Hyde, *The Hoover Policies*, pp.93—98.

議會は、彼の増税提案に対してまず冷淡な態度をとった。一九三二年は選挙の年であり、議員たちにとって増税のための審議は政治的に好ましいことではなかった。フーヴァーが勧告したその他の緊急対策のための立法も急を要することであったのに議會の行動はきわめてのろかったということは既に述べたところである。支出の増加をもとめる公衆の要求と支出の減少——それは増税を不要にするはずと考えられた——をもとめる公衆の要求が議會に殺到したが、経費の節約と支出の減少の支持者の声の方が幾分か多かった。⁽¹⁾

ガーナー下院議長は一月一日に下院の歳入委員会は増税法案より先にまず関税立法を取りあげると声明した。どのような関税改正法案でも審議されることになったら、また大きな論争が起こり、それが両院を通過するまでなんカ月も要し、それだけフーヴァーの不況克服計画、特に増税法の実現・成立はおくれることになるはずである。⁽²⁾ フーヴァーは、ガーナーの声明を、その時期にそれに関するいかなる立法も不可能だといふ問題に就いての政治的なアジテーションを行ったものと見ている。⁽³⁾ 二月十二日になって、クリスプおよび下院歳入委員会の指導者はフーヴァーに、委員会は所得税、法人税、および遺産税を増税するための彼の提案のいくつかに賛成したが製造業者の売上税を加えることが必要であると通告し、彼はそれを是認するかどうかとたずねたのに対し、フーヴァーは主要食物と安い衣類にそのような課税が行われなければ、それに同意すると答えた。⁽⁴⁾

この売上税問題が議會に大きな論争を呼ぶことになるが、一九三二年の歳入法と呼ばれることになる増税法の法案の審議とそれに関する論争とフーヴァーの態度に就いては、次号に譲らなければならない。一九三二年の歳

フーヴァー大統領の不況対策(十六)

入法に彼が署名することができたのは六月六日のことであり、彼にとって、それもまた「胸が張り裂けるほどの遅延」であつた。その間、彼は二月十七日には、議会に政府の経費を節約するため多くの部局を廃止し或いは統合し行政改革を行うことを重ねて要請し、二十六日には、個人(アリグザンダー・M・プロクター)に対して戦時恩給を支給する法律案に署名を拒否し、——生活困窮者の救済のため連邦農務局の四〇〇〇万ブッシェルの小麦を譲り受け赤十字を通じて配給するのに必要な費用の支出を承認する法案に署名した三月七日に、下院歳入委員会は製造業者の売上税を含み一二億四六〇〇万ドルの歳入増加を生ぜしめるはずの法案(その一二億四六〇〇万ドルの約半分、六億ドルは、二・五%の売上税によるものと見積られており、下院の民主党の指導者ヘンリ・レイニは売上税をその「超党派的法律案」の「バックボーン」と呼んでいた)の公式報告を行ったが——、三月八日には、記者会見の中で、行政部は政府の支出を減少させる方法を研究するために二月十九日に下院に設けられた特別委員会(四名の民主党議員と三名の共和党議員で構成)と協力している、予算を均衡させるために議会は更に努力することが必要であると述べたが、十一日には彼の経費節約提案は上院で拒否され、更に二十四日には製造業者の売上税を歳入法案から除去することが下院で承認され、同日、彼は記者会見の中で、予算を均衡させることは「真の『景気』回復の基調である」と述べている。

(1) Harris Gaylord Warren, *op. cit.*, pp. 159—60.

(2) Herbert Hoover, *The Memoirs*, Vol. III, pp. 136—37; William Starr Myers and Walter H. Newton, *The Hoover Administration: A Documented Narrative*, p. 160. なお、下院歳入委員会は十五名の民主党議員と十名の共和党議員で構成された。 *Ibid.*, p. 182.

- ③ Herbert Hoover, *The Memoirs*, Vol. III, p. 137.
- ④ *Ibid*; William Starr Myers and Walter H. Newton, *op. cit.*, p. 174.
- ⑤ Herbert Hoover, *The Memoirs*, Vol. III, p. 163.
- ⑥ *The State Papers and Other Public Writings of Herbert Hoover*, Vol. II, pp. 113ff.
- ⑦ *Ibid.*, Vol. II, p. 127.
- ⑧ William Starr Myers and Walter H. Newton, *op. cit.*, p. 181.
- ⑨ *Ibid.*, p. 182; Jordan A. Schwarz, *op. cit.*, p. 117.
- ⑩ *The State Papers and Other Public Writings of Herbert Hoover*, Vol. II, pp. 140—41; Harris Gaylord Warren, *op. cit.*, p. 161.
- ⑪ William Starr Myers and Walter H. Newton, *op. cit.*, p. 183.
- ⑫ Jordan A. Schwarz, *op. cit.*, p. 122.
- ⑬ *The State Papers and Other Public Writings of Herbert Hoover*, Vol. II, p. 148.

[以下次号]